

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【公開番号】特開2011-63848(P2011-63848A)

【公開日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2011-013

【出願番号】特願2009-215414(P2009-215414)

【国際特許分類】

C 2 3 C 16/18 (2006.01)

H 01 L 21/285 (2006.01)

H 01 L 21/28 (2006.01)

H 01 L 21/288 (2006.01)

【F I】

C 2 3 C 16/18

H 01 L 21/285 C

H 01 L 21/28 3 0 1 R

H 01 L 21/288 E

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月5日(2011.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記成膜原料を構成するニッケルアミジネートは、ビス(ニトロ-ジ-ターシャリブチル-アセトアミジネート)ニッケル(II)であることを特徴とする請求項6に記載の成膜方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項14

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項14】

コンピュータ上で動作し、成膜装置を制御するためのプログラムが記憶された記憶媒体であって、前記プログラムは、実行時に、請求項1から請求項13のいずれかの成膜方法が行われるように、コンピュータに前記成膜装置を制御させることを特徴とする記憶媒体。